

夏目漱石北千反畑旧居改修その他基本・実施設計業務委託契約候補者選定審査会設置要綱

制定 令和8年（2026年）4月20日都市建設局公共建築部営繕課長決裁

（目的）

第1条 熊本市が発注する「夏目漱石北千反畑旧居改修その他基本・実施設計業務委託」の契約候補者の選定に際して、公募型プロポーザル方式を実施し、その審査を公正かつ公平に行うため、「夏目漱石北千反畑旧居改修その他基本・実施設計業務委託契約候補者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 契約候補者の審査に関すること。
- (2) 契約候補者の選定に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 都市建設局 公共建築部 営繕課長
- (2) 都市建設局 公共建築部 設備課長
- (3) 都市建設局 公共建築部 建築保全課長
- (4) 文化市民局 文化創造部 文化財課長
- (5) 文化市民局 文化創造部 文化政策課長

3 会長は、都市建設局公共建築部営繕課長をもって充てる。

4 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選されたものが会長の職務を代理する。

（会議）

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 会長がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、会長が予め指名した委員が会議の議長となる。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

6 委員が審査会に出席できない場合は、代理人届けの事前の提出をもって、代理出席を認める。

7 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大などやむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認める場合は、書面やウェブ環境により会議を開くことができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、都市建設局公共建築部営繕課において行う。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行し、当該業務委託の契約締結日をもって廃止する。